

Title	新しいデジタル・デバイスについての考察：インターネット論の価値判断に接近する一つの試み
Sub Title	
Author	平井, 智尚(Hirai, Tomohisa)
Publisher	慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所
Publication year	2009
Jtitle	メディア・コミュニケーション：慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所紀要 (Keio media communications research). No.59 (2009. 3) ,p.157- 167
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1121824X-20090300-0157

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

新しいデジタル・デバイド についての考察⁽¹⁾

——インターネット論の価値判断に接近する一つの試み——

平井智尚



▶ はじめに

2007年末の日本社会におけるインターネット利用人口は8811万人、人口普及率は69.0%に達している(総務省, 2008:88)。この数字から、00年代後半の日本社会ではインターネット利用が一般化していることがわかる。実際に、人々は電子メールを介したやりとり、ウェブを通じた情報検索、オンライン・ショッピングなど、日常の様々な場面でインターネットを利用している。

本論ではインターネット利用をめぐる格差や不平等を取り上げる。インターネット利用が一般化した日本社会を対象に、このテーマで考察を行うのは不適當に思うかもしれない。インフラ面での地域間格差、ならびに世代間格差の問題など、インターネット利用が一般化しても完全に解消することが困難な問題を除けば、インターネット利用をめぐる格差や不平等は日本社会にはない。実際に問題としてほとんど認知されていない。しかし、一部の研究者・批評家は、インターネット利用をめぐる新たな格差や不平等が生じていると指摘している。本論で議論の対象とするのもこの新たな格差や不平等である。

インターネット利用をめぐる新たな格差や不平等——これを本論では便宜的に「新しいデジタル・デバイド」と定義する——を考察するといっても、その諸相を明らかにすることが本論の目的ではない。本論で問題にするのは、新しいデジタル・デバイドにかかわる議論や研究である。

新しいデジタル・デバイドは、インターネット利用を前提としている点でかつて言われていたようなデジタル・デバイドとは区別される。それは、利用、ならびにアクセス手段の有無を越えて、利用の質、内容、結果などを問題とする。例えば、インターネット利用が政治、経済、文化、社会関係などの諸領域への参加と結びつけられて、それぞれの参加過程における包摂や排除に言及される(Warschauer, 2004)。こうした研究は、インターネット利用をめぐる格差・不平等が複雑化・重層化していることを示すもので、そのような知見は確かに重要である。しかしその論旨にはいくつかの疑問も覚える。

例えば、利用の質は何を基準に決められるのか。同じく、何を根拠に有益なインターネット利用とそうではない利用が決められるのか。望ましい社会参加の形とは何か。また、誰

脚注

1. digital divide は「デジタルデバイド」と表記されたり、「デジタル・ディバイド」と表記されたりする。本論では原則として「デジタル・デバイド」で統一する。

が社会参加を望んでいるのか……。このような論点については、インターネット利用の問題だけでは説明できない。代わりに、新しいデジタル・デバイド論の枠組み、より踏み込んだ言い方をすれば、一連の議論の背後に存在する、専門家たちの価値判断へと接近しなければならない。デジタル・デバイドに言及する従来のインターネット論はこのような問題意識は希薄であった。本論ではデジタル・デバイドの議論を通じてインターネット論の背後にある価値判断へと接近し、その問題点を後半部で指摘する。

▶ 1 デジタル・デバイドの解消

周知のとおり、デジタル・デバイドは「インターネットにアクセスする手段を持つか、持たないかに基づく不平等」(Castells, 2001; Bell, et al., 2004)として定義されてきた。デジタル・デバイドという言葉の起源は、米商務省の「ネットワークからこぼれ落ちる：デジタル・デバイドを定義する」と題した報告書(NTIA, 1999)にあるというのが一般的な理解である。報告書の公表後、2000年代の初頭には、国際会議の議題、国家の政策、新聞紙面、学術研究などでデジタル・デバイドという言葉が頻繁に使用されるようになった(Sassi, 2005)。日本においても「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」(00年)の中で、情報通信技術の利用機会・利用能力に関する格差、すなわち、デジタル・デバイドの是正が政策目標として提起されている(IT戦略本部, 2000)。

なぜ、デジタル・デバイドが様々な領域で課題とされてきたのか。その理由は三つあげられる。第一に、インターネットに代表される情報通信技術が経済成長、公共福祉の増進、社会的連帯の促進などに寄与するという前提があった。その前提に付随して、第二にインターネット・アクセスの有無をめぐる格差が、新たな社会的・経済的格差を生み出すと考えられた。そして第三に、この新たな格差が既存の社会的・経済的格差と結びつき、格差を重層化させると考えられた(Sassi, ibid; 木村, 2005)。

00年代前半、デジタル・デバイドはインターネット利用をめぐる争点の一つであった。このことは確かである。だが、00年代後半になるとデジタル・デバイドという言葉を見聞きすることは少なくなった。その理由は、先進諸国の多くで通信インフラが整備されたこと、そして情報通信機器ならびにインターネット接続サービスの低廉化により、インターネット利用人口が増加したからと考えられる。それはつまり、インターネット・アクセス手段の有無をめぐる格差の解消を意味する。これは日本社会も例外ではない。

インターネット・アクセス手段の有無をめぐる格差は日本社会にも確かにあった。これは利用者数の変遷を概観することで理解される。統計によると、1998年度末のインターネット利用者は1694万人となっている。つまり、インターネットを利用していたのは人口の5人に1人に限られていた。しかし同年以降、インターネット利用者数は右肩上がりに増加していく。02年の人口普及率は54.5%(利用者数6942万人)に達し、日本国民のおよそ半分がインターネットを利用する時代になった²⁾。インターネット・アクセス手段の有無をめぐる格差は漸次的に減少していった。

『平成19年版情報通信白書』では、「ユビキタス社会におけるデジタル・デバイド」が政策課題としてあげられている(総務省, 2007a)³⁾。とはいえ、同白書で言及されているブロードバンド利用をめぐる格差などは、アクセスの有無という段階を越えた問題であ

脚注

2. インターネット利用人口及び普及率の推移については「平成18年『通信利用動向調査』の結果」(総務省, 2007b)を参照した。
3. 「採算性等の問題から民間事業者の投資が期待しにくい条件不利地域については、ブロードバンド環境の整備が十分には進ん

でないのが実情であり、地理的要因による情報格差、すなわち地理的デジタル・デバイドの解消が喫緊の課題となっている」(総務省, 2007a: 292)

る。また、インターネット非利用者の中にはあえて利用しない人、もしくは、必要としない人も存在しているだろう。そのような人々をデジタル・デバイドに含めてしまうのは無理がある。以上をふまえるならば、インターネット・アクセス手段の有無という側面でのデジタル・デバイドについては、一定の留保を設ける必要はあるものの、日本社会ではおおむね解消されたと言ってもよい。

社会的争点としてのデジタル・デバイドの認知についても簡単に触れておく。その指標としてマス・メディアの報道を参照してみると、デジタル・デバイドという言葉の現出頻度は年を追うごとに減っている⁴⁾。このことから、社会的争点の認知という面でもデジタル・デバイドは存在しないといえる⁵⁾。

▶ 2 新しいデジタル・デバイドの諸議論

インターネット・アクセス手段の有無にかかわる格差・不平等としてのデジタル・デバイドはほとんど解消されたといってもよい。しかし、それが解消されたからといって、利用の結果、質、内容をめぐって生じる格差や不平等が本当になくなったのであろうか。むしろ、それこそ新しい格差・不平等を示すのではないか。これが新しいデジタル・デバイド論の問題関心である。本章では、インターネット利用が一般化した日本社会で、インターネット利用をめぐる格差・不平等について言及している研究を整理し、新しいデジタル・デバイド論の諸相を示す。

(1) 携帯デバイド

私的志向が強い携帯メールのやりとりが中心のインターネット利用層と、パソコン（以下、適宜「PC」とする）を含めた多種多様な情報行動をするインターネット利用層の間には社会的情報をめぐる格差が生じているという議論がある。こうした現象は「携帯デバイド」と定義されている（池田編＝小林・池田，2005：42）。また、木村（2005）も「情報リテラシー」という概念を基にして同様の指摘を行っている⁶⁾。すなわち、インターネットを携帯電話でのみ利用する人は情報リテラシーを表す指標がPCを介したインターネット利用者に比べ低いという（木村，2005：128）。こうした携帯インターネットとPCインターネットの間で格差が生じる要因として、年齢、教育歴（学歴）、スキルとの関係が示唆されている（木村，2004；池田編＝小林・池田，2005）⁷⁾。

携帯デバイドがなぜ問題なのか。それは社会参加や政治参加の局面で影響を及ぼす、と考えるからである。要点は次のように整理される。①パソコンによるインターネット利用と携帯電話によるインターネット利用では社会的文脈が異なり、社会参加・政治参加に対して異なる効果を持つ。②パソコンによるインターネット利用はフォーマルな社会参加に

脚注

4. 「デジタル・デバイド」（デジタルデバイド、デジタル・ディバイドを含む）に関連する新聞記事数の推移は次のとおりである。

年	2000	01	02	03	04	05
毎日	121	38	9	13	13	2
読売	70	32	11	10	8	1
朝日	109	35	18	15	7	9

期間は2000年1月1日～2005年12月31日

5. 新聞紙面では、インターネット・アクセス手段の有無というよりは、むしろ広範なインターネット利用が前提とされ、その質の向上や安全性の確保に焦点が当てられている。「インターネッ

トを使うための基盤設備は整備が進み、利用人口も順調に増えているが、利用の質の面では米国などに見劣りする、という意味だ。ネットの効用を大きくするとともに、安全性を高めることが、ますます急務になってきた」（読売新聞，2003年7月7日社説）。

6. 情報リテラシーは「情報機器の操作能力に加えて、情報を取り扱う上での理解、更には情報及び情報手段を主体的に選択し、収集活用するための能力と意欲」と定義されている（郵政省，1998）。

7. 教育や家庭環境が子どもの情報通信技術（ICT）利用に及ぼす影響についてはCastells（2001）やvan Dijk（2006）も言及している。

対してプラスの効果が見られるが、携帯電話によるインターネット利用にはそのような側面は弱い。③携帯電話のみのインターネット利用にとどまることで新たなデバインドが生じる可能性がある。④特に「e デモクラシー」(電子民主主義)の実現可能性を考える際にデバインドが重要な問題となる(池田編=小林・池田, 2005: 61-62)。

(2) 社会関係資本とデジタル・デバインド

社会関係資本の定義は一様ではないが、ここでは「社会的ネットワーク、規範、社会的信頼のような社会的な集団や組織の中に見いだされ、それらを活用することで社会関係の中で人々に相互的な利得(mutual benefit)を獲得させるための協調と調整が促進される原資」(池田, 2000: 154)という定義に準拠する。平易に言えば、互いに利益を享受しあうような人間関係である。インターネット利用の一般化に伴い、インターネット利用と社会関係資本の関係について論じた研究が多数行われてきた。その中でも日本社会を事例とした宮田の研究は興味深い。

宮田によると、オンラインのコミュニケーションを通じて、社会ネットワーク(紐帯)、互酬性の規範、信頼という3形態の社会関係資本の形成が確認されるという。このような社会関係資本は、ミクロレベル(個人)・マクロレベル(社会やコミュニティ)の両方において効果を持ちうる。具体的には、オンライン集団内で精神の健康向上につながるようなサポートの授受が行われたり、消費者の権利促進や社会参加に一定の効果を及ぼしたりする。

このように社会関係資本は肯定的にとらえられる一方で、社会関係資本が悪い結果をもたらしたり、負の影響を広げたりするケースもあるという。その中でデジタル・デバインドへの言及が見られる。「今後はインターネットによって補完される社会関係資本の格差がデジタル・デバインドとなると予想される」(宮田, 2005: 33)という観点から、次のような指摘が行われている(同書: 167)。

- ・社会関係資本の蓄積は偏在している
- ・社会関係資本を活用できる人は限られている
- ・インターネットを利用して社会関係資本を活用できる人々はさらに限定される
- ・そのような人々や集団はインターネット利用を通じてさらに豊かな社会関係資本を築く
- ・同時にインターネットを利活用できない人々や集団との間に格差が生じる

(3) インターネット利用と格差社会論

日本社会では2003～04年頃から「格差」や「下流」にかかわる言説が広まった。そのような、いわゆる格差社会論は主に労働や教育の問題として論じられることが多く、インターネット利用の関係で語られることはほとんどない。ただ、その数少ない中に次のような指摘がある。「現在、パソコン及びインターネットは最も安い娯楽となっており、低階層の男性の最も好むものになっているようである。趣味がパソコン・インターネットであるものは下流であることが多い」(三浦, 2005)。この指摘の興味深いところは、インターネットを頻繁に利用している人々が社会階層の上位に属しているとは言い切れないという点である。かつて、ニューメディアを利用する人は「男性、若年層、大都市居住者、高学歴、高収入」とされていた(van Dijk, 1999; 郵政省, 1998)。だが00年代になると、その実態は不明瞭であるものの、言説レベルではPCインターネットの主たる利用者が「格差」や「下流」と接合されている。

(4) 新しいデジタル・デバインドの理論的アプローチ

新しいデジタル・デバインド論の要点を整理しておく。

第一に、インターネット利用者の中に新たな格差・不平等が生じている、あるいは生じうる。第二に、その格差・不平等について考察する際にアクセス手段の有無に焦点を当てるのは適当ではない。第三に、その新たな格差が生じる原因はインターネット以外にもとめられる。「諸個人の情報通信技術（ICT）との関与は、社会的、心理的、経済的な理由、そして実用的な理由に基づいており、それらは複雑に交じり合っている」（Selwyn, 2004: 349）。そして、従来のデジタル・デバイド論は「不平等の背後に存在する深遠な社会的、文化的、心理的な原因を明らかにしていない」（van Dijk, 2005: 25）と批判される。新しいデジタル・デバイド論は、こうした批判を超克し、新たな視座を提起する性質を帯びる。その際には、とりわけ「社会」との相互作用が強調される。

ここでいう社会は、具体的には、年齢、性別、人種、知識、性格、職業地位、教育程度、家庭環境、都市一地方関係などのカテゴリーを指す（van Dijk, 2005; 宮田, 2005）⁸⁾。インターネット利用が一般化した社会において、それをめぐる格差・不平等を説明する変数として、社会的カテゴリーへの言及が欠かせないというのは説得力を持つように思える。

そしてさらに、一連の社会的要因を分析概念としての「資本」（capital）や「資源」（resources）と関連させ、理論的かつ動的・過程的な考察への発展が図られている。先にあげた社会関係資本の議論はその典型である⁹⁾。すなわち、①社会的カテゴリーに準ずる差異は資本・資源の不平等な分配と関係する。②資本・資源の不平等な分配はICT利用における格差をもたらす。③ICT利用における格差は各種の参加における不均衡をもたらす。④各種の参加における不均衡はカテゴリーの社会的位置づけを再生産する。このように、インターネット利用をめぐる格差・不平等は動的に再生産されていくのである。

▶ 3 社会問題としての新しいデジタル・デバイド

インターネットの広範な普及以前には接続手段を持つか否かに焦点が当てられ、そのことで生じる、生じうる格差や不平等が問題視されていた。インターネット利用が一般化すると、演繹的・帰納的を問わず、その利用をめぐる生じる、生じうる格差や不平等が問題視されるようになった。こうした議論は、インターネット利用が一般化してもデジタル・デバイドはなくなる、という批判的視座を提起しているように見える。また、格差・不平等が新たな段階へと進むことによって、インターネット利用をめぐる問題の複雑化・重層化を示唆しているようでもある。言うなれば、新しいデジタル・デバイドはインターネット利用が一般化した社会で生じた問題なのである。

ただし、この問題は社会で広く認知されているわけではない。例えば、先に言及したマス・メディアの報道量を一つの指標とするならば、インターネット利用と社会的な格差・不平等の関係についてはほとんど語られていない¹⁰⁾。また、インターネット関連の情報に日頃から接していると推測されるPCネットワークユーザーの間でも見解は一致しない。この点を以下の事例を参考にして考えてみる¹¹⁾。

2007年2月、「パソコン見放す20代『下流』携帯族」という記事がネット上でニュー

脚注

8. van Dijk は年齢、性別、人種、知識、性格などを「個人カテゴリー」、労働、教育、家庭、国家を「地位カテゴリー」と分類している（2005: 17-18）。ただし両者の関係が不可分であるとは言うまでもない。
9. 携帯デバイドの議論も例外ではない。携帯デバイドの議論では、学歴が高いほどパソコンを通じたメールの利用は増えるが、携帯電話のメール利用率はむしろ低くなるとされていた。特に、携帯メールのみを利用している層は、中学卒・高校卒の層と比

べて大卒以上の学歴を持つ層ではかなり低いとされる。ここでいう「学歴」を資本・資源とみなして、インターネット利用をめぐる違いを説明することができる。
10. この点においてネットカフェ難民を想起するかもしれないが、それはあくまで労働・雇用問題を軸に考える必要がある。
11. 本論では「インターネット」と「ネット」を適宜使い分ける。どちらか一方に統一すると文脈・語感次第では据わりが悪くなるからである。

スとして取り上げられた¹²⁾。その内容は「20代(若者)はパソコンを持たず、インターネット利用を安価な携帯電話で済ませてしまう。それが、コンピュータに関する知識などリテラシーの欠如を招く」というものであり、その筋は携帯デバインド論と似ている。

同記事に関する掲示板やブログを見ると、その反応は多義的である。例えば、「携帯電話のネット利用の方がパソコンよりも敷居が高い」「携帯電話の性能が向上すればパソコンの代用が可能となる」「PCと携帯電話の両方を使いこなしたほうがいい」といったコメントが見受けられる¹³⁾。PC ネットユーザーはケータイ小説などの「ケータイ文化」を見下し、ケータイ利用を主とするユーザーを嘲笑することが多い。にもかかわらず、携帯電話・携帯ネット利用をめぐるPC ネットユーザーの見解は一様ではない。

以上のことをふまえると、新しいデジタル・デバインドは、インターネット論にかかわる研究者・批評家が中心となって提起していた、あるいは提起している社会問題といってもよいだろう。そして、これこそが新しいデジタル・デバインド論の持つ批判性なのだろう。ただ、その批判性は同時に、社会成員と研究者・批評家の間に社会問題をめぐる認識の相違があることも示す。

成員間で社会問題に関する認識の相違が存在する。この状態を説明するために社会問題研究の知見を参考に¹⁴⁾。当然のことであるが、ある状態が社会問題であるか否かについて、研究者・批評家とその他の人々の判断が一致する場合もあれば、しない場合もある。新しいデジタル・デバインドは、多くの社会成員は社会問題と見なしてはいないが、研究者や批評家が社会問題とみなしているケースである。すなわち、潜在的な社会問題に相当する。ここでは「何を社会問題と定義するか」という点には踏み込まない。だが、少なくとも研究者や批評家が社会問題と見なしていることに変わりはない。この点が確認されればひとまずよい。

当然のことではあるが、研究者・批評家が新しいデジタル・デバインドを社会問題と定義するのには何かしらの理由、つまりそこには価値判断がある。例えば、携帯デバインドの議論では、携帯インターネットとPC インターネットの間で生じる格差が社会参加・政治参加に及ぼす影響が示唆されていた。その際には「社会参加」や「政治参加」が重要視されており、それらを阻害する根拠として格差・不平等が据えられる。

また、情報リテラシーについての議論では「社会増強力としてのIT」の促進が重要視されている(木村, 2005)。そこでは、消費を軸にした経済発展から、ケアを軸にした産業経済へのシフトが可能性として想定され、後者が望ましい状態として規定される。こうした理由から、人々の雇用機会や付加価値産出に影響を及ぼす情報リテラシーの格差が問題視される。

要するに、研究者や批評家が提起する格差・不平等論の背景には、「インターネット利用はある問題を解消したり、新たな局面を切り開いたりする。それらが社会、ならびのその成員にとっての望ましい状態をもたらす」という価値判断が存在している。

自発的な参加に基づくインターネットのコミュニティに未来の理想像を求めることは、情報技術によるものではなく、人々がそのような方向に社会を変えたいと望んでいるからである(佐藤, 1997)。この指摘を、インターネット利用について語る専門家の議論の背後にも何かしらの価値判断が存在している、と展開する。インターネットを利用する市民、消費者、労働者、学生、コミュニティ・メンバーなどがどのように考えているかはわから

脚注

12. <http://facta.co.jp/article/200703060.html>

13. 『痛いニュース』『『ネットは携帯で十分』パソコン見放す20代『下流』携帯族』(2007年3月1日) <http://blog.livedoor.jp/dqnplus/archives/930336.html> ほか

14. ここでは社会問題の構築に関する諸議論を参照した(Spector and Kitsuse, 1977=1990: 中河, 1999)。ただし構築主義の立場を採用しているわけではない。

ない。しかし、インターネット利用を通じて形成されうる、研究者・批評家にとって望ましい社会像が存在する。そしてその社会像は、日本社会に住む多くの人々がインターネットを利用しているために実現可能性もある。だからこそ、新しいデジタル・デバイド論は説得力を持つのである。

▶ 4 新しいデジタル・デバイド論の橋頭堡

新しいデジタル・デバイド論は、社会における新たな局面を切り開く可能性を前提とした議論である。つまり、格差・不平等の解消が可能性の実現をもたらし、逆に格差・不平等が生じる、あるいは生じうるものが可能性の実現を阻害する。そして、可能性が実現することは社会にとって望ましいという価値判断も行われている。だからこそデジタル・デバイドへの言及が説得力を持つのである。さらに、その論理は関連する他の議論によって補強されているがゆえに、より説得力を増している。

(1) インターネット利用のあり方

Livingstone と Helsper は、「政策領域の内部では、特定の（インターネット）利用が、規範的な観点からより『正当である』と判断されてきたのではないだろうか」と述べ、「英国政府は電子メールやウェブ閲覧より、教育活動、商業活動、市民活動を優先していた」と指摘している（Livingstone and Helsper, 2007:692）。また Gunkel (2003) は、デジタル・デバイド関連の報告書では、インターネットが生涯学習、職業支援、民主的参加を促進するツールとして位置づけられてきたと述べている。つまり、社会におけるインターネット利用のあり方が政策によって少なからず規定されている、ということである。それは日本の文脈にも当てはまる。

例えば「e-Japan 戦略Ⅱ」（2003年7月）ではITの利活用が期待される分野として、「医療、食、生活、中小企業金融、知、就労・労働、行政サービス」の七つがあげられている（IT戦略本部, 2003）。それぞれの取り組みの詳細には触れないが、概観する限りでは「知」の分野で言及されていることは「教育活動」の問題、「就労・労働」の分野で言及されていることは「職業支援」の問題と関連している¹⁵⁾。

また、『情報通信白書 平成19年版』では、ユビキタスネット社会の創造を通じた地方の活性化や、情報通信インフラを十分に活用した良質なコンテンツの制作・流通の促進の重要性、ICTベンチャーの創出・成長支援、テレワークの推進などが今後の取り組みとしてあげられている（総務省, 2007a）。政策や白書であげられるこのような取り組みが、日本社会に利益をもたらすとされ、インターネットに代表される情報通信技術の使われ方を規定している。

ここで注目したいのは、政策で規定される情報通信技術の使われ方が、新しいデジタル・デバイドに言及するインターネット論の枠組みと比較的類似している点である。例えば、e-Japan 戦略Ⅱで語られていた諸々の取り組みは、ITを社会増強力とみなす議論に近い。また、新しいデジタル・デバイド論で語られる社会参加・政治参加も、それが法律や道徳に抵触しない限り、正当な情報通信技術（インターネット）の利用としてお墨付きを与えられるだろう。つまり、政策言説としてのインターネット利用と、新しいデジタル・

脚注

15. 「知」の目標として「ITの利用により、個の学習スタイルを多様化し、個の能力を向上させるとともに国際的な労働市場における我が国の人材の競争力向上を図る」（IT戦略本部, 2003:17）、「就労・労働」の目標として「ITを活用し、国民がそれ

ぞれの人生設計に対応した多様な就労形態を選択することにより、就業において、一人ひとりがより創造的な能力を最大の能力で発揮しうる社会を実現する」（同書:20）が掲げられている。

デバイド論で語られるインターネット利用は反目しない。むしろ相互補完的な関係にあると言ってもよい。

(2) 情報社会論

デジタル・デバイド論は、比較的近年の問題であるインターネット利用の可能性や期待だけが支えているのではない。それは通時的な観点からも説明することができる。ここでは情報社会論を突き合わせて考える。

情報社会論は、コンピュータや通信ネットワークを中心とする情報通信技術の発展が、産業社会を様々なレベルで変動させつつあるとの認識をふまえ、脱産業社会の出現に期待を込めながら主張するような一連の議論を指す(大石, 1991)。ここでいう情報社会(脱産業社会)の出現は、単なる仕組みの変化にとどまらず、産業社会の歪みの克服も含意している。すなわち、①近代産業社会が抱えている諸問題の解決、②生活の質の向上、③地域社会のコミュニティ再生などに貢献、である(同書)。

以上のような情報社会論の枠組みはインターネット論の一部にも継承されている(山口, 2005)。それは新しいデジタル・デバイド論も例外ではない。新しいデジタル・デバイド論は、インターネット利用をめぐる格差・不平等が是正されれば、社会の諸問題が解決されたり、人々の生活に良い効果をもたらしたりすると述べていた。繰り返し言及しているように、その可能性や期待こそが諸議論を支えてきたのである。さらには、可能性や期待が実現可能性を持つ限りデジタル・デバイドは根拠を持ち続ける。それは、未来志向のインターネット論が「未来」に議論の正当性を求めるのと同じ論理構造である(同書)。

付言すれば、前述のように新しいデジタル・デバイドはその要因を社会的カテゴリーに求めている。ある意味では、社会においてカテゴリーごとの格差・不平等が残る限り、インターネット利用にもそれは反映される。だとすれば、皮肉ではあるが、インターネット利用をめぐる格差・不平等はなくならず、それに関する議論が未来においても説得力を持つことになる。

▶ 5 焦点の当たらないインターネット利用に見るもう一つの可能性

ここまでは主にインターネット利用やデジタル・デバイドにかかわる「議論」を考察の対象としてきた。そのため、実際のインターネット利用の「諸相」にはほとんど目を向けてこなかった。もちろん、一連の議論は人々のインターネット利用をふまえているので間接的には言及したことになる。ただし、それは既存研究が対象としてきた範囲に限られている。

しかし言うまでもなく、インターネット利用の形態や内容は多様である。既存研究が見落としてきた、あるいは言及しないインターネット利用も数多くある。それらは、インターネット利用のあり方、または可能性という点でどのように位置づけられるのか。

あえて「偏った」例をあげて考察してみる。「ギーク」(geek)、「ナード」(nerd)、ファン(fan)、日本でいえば「オタク」や「マニア」と呼ばれ、ネガティブなラベリングをされてきた人々はネット文化と親和性がある。日本では「オタク」とラベリングをされるような人々が、インターネットを介して、漫画、ゲーム、アニメーションなどの情報を交換し合ったり(玉川ほか, 2007)、町おこしにつながるような交流を行ったりしている。こうした一連のやりとりを前述の資本・資源の概念に当てはめるならば、社会関係資本の蓄積に相当する。

また、「初音ミク」⁽¹⁶⁾のようなDTMソフトウェアを駆使して音楽・動画作品を制作する能力は、ネット社会における知的資源と見なすことは可能ではないのだろうか⁽¹⁷⁾。

「YouTube」や「ニコニコ動画」などの動画投稿サイトにアップロードされた動画は「才能の無駄遣い」として称賛されたり、作り手と聴き手の間での感動の共有をもたらしたりする¹⁶⁾。これを肯定的にとらえるならば、「ITの利活用による感動社会の実現」(e-Japan戦略Ⅱ)ともいえ、インターネット利用がもたらす新たな可能性として評価することもできる。

以上のような議論は、新旧のメディアがぶつかり合い、草の根メディアと企業メディアが交差し、メディア生産者の影響力とメディア消費者の影響力が予期しない形で相互作用する「融合・連携文化」(convergence culture)の一端であり、そこでは、従来のメディア文化の中では観客に過ぎなかった消費者の参加が見られる(Jenkins, 2006)。こうしたメディア消費者による参加の事例は、新しいデジタル・デバイド論が掲げる社会参加の先端事例と類似している。そして実現可能性は両者とも等しく担保される。しかし、ポピュラーメディア文化をめぐるメディア消費者の参加はインターネット論で取り上げられることはない。それはなぜか。

そもそも取り上げる価値がないので議論の俎上にのらない。これは単純であるが十分に説得力のある理由である。繰り返すが、個人のインターネット利用内容は多岐に渡っている。その中には諸個人の趣味レベルにとどまるものも当然ある。ポピュラーメディア文化にかかわる事例もその内の一つと見なされる。そこに存在するのはポピュラーメディア文化を「格下」と見るまなざしである。だから、本節で取り上げたような利用の実態にインターネット論の多くは言及しない。そもそも言及できない。

他には、ポピュラーメディア文化と関係するようなネット利用は逸脱的と見なされている、と想定することもできる。ファン/ネットユーザーがマス・メディアの生産物を流用して制作したものが、ネットを通じて広まっていく。この一連の過程が著作権侵害に該当する場合もある。そのため、こうしたネット利用は法的な観点から無条件に容認されるわけではない。ただし他方において、逸脱的と見なされる利用が文化を形成する場合もある。「テクノロジーは意図・計画された利用から逸脱することがたびたびある。……(インターネットの原型は)米国防総省がテレコンピューティングと調査目的で開発したものである。しかし実際には、コミュニケーション媒体として利用されているのである」(Gunkel, 2003: 514 カッコ内は引用者)。大まかにとらえるならば、今日では自然と見なされているネット文化の一部、ならびにネットを介した人々の相互行為は、もともと計画されていたネットワーク利用とは異なる。

本論で言及してきたインターネット論の多くは本節で述べたような視座を欠いている。それどころか、新しいデジタル・デバイド論が想定するインターネット利用のあり方、それに伴う社会参加に関する議論は、インターネット利用の問題を言説レベルで一定の方向へと収斂させる役割を担っている。インターネット利用のあり方にかかわる言説は、場合によっては「第1級～第3級の市民、消費者、労働者、学生、コミュニティ・メンバー」(van Dijk, 2005: 177)を生み出しかねないのである。新しいデジタル・デバイドを問題にする論者はこの点をおそらく自覚していない。

また、ネット上に存在するコミュニティを分極化した集団に過ぎない(Sunstein,

脚注

16. 「初音ミク」は、07年8月31日にクリプトン・フューチャー・メディア株式会社から発売された音声合成・デスクトップミュージックソフトウェアである。
 17. van Dijk (2005) は知識、社会的スキル、技術的スキルを知的資源と定義している。他には、時間的資源、物質的資源、社会的資源、文化的資源があげられている (ibid, 20)
 18. まるで人の声のように歌うパソコンソフト「初音 (はつね) ミ

ク」が、ネットの景色を激変させている。このソフトで歌声を得た一般の人々が次々と自作曲を発表し始めたのだ。舞台は動画投稿サイト「ニコニコ動画」。刺激を受けた別の作り手が曲にアニメや絵をつけるなどの創作が連鎖し、ネットはいま無名の作者たちの創造の熱気にあふれている (朝日新聞, 2008年2月2日朝刊)。

2001=2003) と見なすならば、新しいデジタル・デバイド論が焦点を当てる社会参加も所詮は分極化した集団の活動に過ぎない。そうした分極化した集団にしか当てはまらない事例を、普遍的な現象である、あるいは一般化することが可能であるかのごとく語ってよいのだろうか。それは「インターネットにまつわるテーマを分析することで、ある社会全体の諸相を論じきったかのような錯視」(若林, 2007) に陥っている。日本社会で趣味の共同体=島宇宙が点在し、それがネット利用にも反映しているとするならば、一部のインターネット論が語る「参加」も島宇宙の域を出ない。

インターネット利用、それに伴う相互行為、その結果として形成される文化——それぞれが持つ意味、そして意味の多様性についての問いを閉ざしてはならない。しかし本論で取り上げてきたインターネット論は、自らが想定する、格差・不平等の解消によって実現される可能性を、そこに排除の論理が潜んでいるにもかかわらず、至高と見なす傾向にある。これは、本節で取り上げたようなネット利用への言及、ならびに、そこに何かしらの価値を見出す議論を封鎖しかねない。従来のインターネット論では、このような指摘、ならびに自らの言説が極めて排他的であることへの反省はほとんど見られないのである。

▶ おわりに

一連のデジタル・デバイド論の背後には、インターネット利用を通じた新たな社会参加、経済発展、文化形成の可能性を是とする価値判断が存在している。本論ではそれら価値判断の背後にある思想の問題にはほとんど踏み込んでいない。「デジタル・デバイドの克服をうたう議論は、消費資本主義やリベラルで個人主義的な政治と関連する支配的言説の一部であることが多い」(Dahlberg, 2007: 838)。このようなイデオロギーレベルの批判は傾聴に値するし、強く同意するものの、このような観点からの批判は本論の主眼ではない。

本論の、特に後半では、インターネット利用にデジタル・デバイドの論理を持ち込むことの問題点を指摘した。一部の論者が想定する、インターネット利用に伴う可能性が実現されない限りデジタル・デバイド論は「作られ」続ける。それは結果的に、インターネット利用の多様性、その結果として起こる現象・文化の多様性、そして、そこに開かれる問いを縮減しかねない。

人々のインターネット利用、それに伴う望ましい状態を想定すること自体は批判しない。ただしそれが、一部のインターネット論(者)がうたう、「デジタル・デバイドの解消によって達成されるかもしれない理想」と決して同義ではない。社会参加、経済発展、文化形成の問題を、デジタル・デバイドの枠組みをもって語ることは、様々なインターネット利用のあり方を排除しかねない。だとすれば、一部のインターネット論は、一見するとリベラルであるが、その実は多様性を認めないものである。そして、そのような議論に対して批判的な視座を向けることは意味があると考ええる。

同好集団による趣味的なインターネット利用や「逸脱」とラベリングされるようなインターネット利用において、その利用者たちが相互行為を通じて意味付与を行う。こうした過程は、インターネット利用にかかわる支配的な言説からは排除され、その一角を成す、本論で取り上げたインターネット論も捨象しがちである。ただし、そこに何かしらの意味を利用者が見出し、結果として一種の文化が形成されているのであれば、その価値判断を一時的に留保したとしても、まずは一連のやりとりや現象を記述し、説明する。こうした作業が今後必要なのであり、本論はそのような営為に向けた一つの足がかりと位置づけておきたい。

●参考文献・資料

- Bell D., D. B Loader, N. Pleace and D. Schuler (2004) *Cyberculture: The Key Concepts*, Routledge.
- Castells, M. (2001) *The Internet Galaxy: Reflections on the Internet, Business, and Society*, Oxford University Press.
- Dahlberg, L. (2007) Rethinking the Fragmentation of Cyberpublic: From Consensus to Contestation, *New Media & Society*, Volume 9, No. 5: 827-847, SAGE.
- Gunkel, D. J. (2003) Second Thoughts: Toward a Critique of the Digital Divide, *New Media & Society*, Volume 5, No. 4: 499-522, SAGE.
- 池田謙一 (2000) 『コミュニケーション』 東京大学出版会
- 池田謙一編 (2005) 『インターネット・コミュニティと日常世界』 誠信書房
- Jenkins, H. (2006) *Convergence Culture: Where Old and New Media Collide*, NEW YORK UNIVERSITY PRESS.
- 木村忠正 (2004) 「パネル調査によるインターネット利用の影響分析 4. リテラシーと信頼」 橋元良明・辻大介・石井健一・金相美・木村忠正『東京大学社会情報研究所調査研究紀要』No.21: 358-388
- (2005) 「デジタルデバイドの実像」 橋元良明・吉井博明編『ネットワーク社会』ミネルヴァ書房
- Livingstone, S. and E. Helsper (2007) Gradations in Digital Inclusion: Children, Young People and the Digital Divide, *New Media & Society*, Volume 9, No. 4: 671-696, SAGE.
- 三浦展 (2005) 『下流社会』 光文社新書
- 宮田加久子 (2005) 『きずなをつなぐメディア — ネット時代の社会関係資本』 NTT 出版
- 中河伸俊 (1999) 『社会問題の社会学——構築主義アプローチの新展開』 世界思想社
- 大石裕 (1992) 『地域情報化 — 理論と政策』 世界思想社
- Sassi, S. (2005) Cultural Differentiation or Social Segregation? Four Approaches to the Digital Divide, *New Media & Society*, Volume 7, No. 5: 684 -700, SAGE.
- 佐藤俊樹 (1996) 『ノイマンの夢・近代化の欲望 — 情報化社会を解体する』 講談社選書メチエ
- Selwyn, N. (2004) Reconsidering Political and Popular Understanding of the Digital Divide, *New Media & Society*, Volume 6, No. 3: 341-362, SAGE.
- Spector M. and John I. Kitsuse (1977) *Constructing Social Problems*, Cummings Publishing Company = 村上直之・中河伸俊・鮎川潤・森俊太訳 (1990) 『社会問題の構築—ラベリング論をこえて』 マルジュ社
- Sunstein, Cass R. (2001) *Republic. com.*, Princeton University Press. = 石川幸憲訳 (2003) 『インターネットは民主主義の敵か』 毎日新聞社
- 玉川博章, 名藤多香子, 小林義寛, 岡井崇之, 東園子, 辻泉 (2007) 『それぞれのファン研究——I am a fan』 風塵社
- van Dijk, Jan A.G.M. (1999) *The Network Society*, SAGE.
- (2005) *The Deeping Divide: Inequality in the Information Society*, SAGE.
- 若林幹夫 (2007) 「テーマ別研究動向 (インターネット)」 『社会学評論』 57 (4) : 821-830
- Warschauer, M. (2004) *Technology and Social Inclusion: Rethinking the Digital Divide*, The MIT Press.
- 山口仁 (2005) 「情報社会論とインターネット社会論の連続性——未来社会論的視座を超えるための一考察」 『メディア・コミュニケーション』 No.55 : 19-32
- (白書・法令など)
- 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部 (IT 戦略本部) (2000) 「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」 (通称: IT 基本法) <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/hourei/index.html>
- (2003) 「e-Japan 戦略 II」 <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/030702ejapan.pdf>
- NTIA (1999) *Falling Through the Net: Defining the Digital Divide*, Washington, D.C.: U.S. Department of Commerce.
- 郵政省 (現・総務省) (1998) 『通信白書 平成 10 年版』
- 総務省 (2007a) 『情報通信白書 平成 19 年版』
- (2007b) 「平成 18 年『通信利用動向調査』の結果」
- (2008) 『情報通信白書 平成 20 年版』

(平井智尚 慶應義塾大学大学院社会学研究科博士課程・
東海大学／十文字学園女子大学非常勤講師)